基軸

「大阪都」構想 偽りの実態 ④

大阪学院大学准教授　梶哲教

住民自治に逆行の特別区

民意の届かない巨大事務組合

大阪都構想のメリットとして、以前には、区長が公選制に変わることが強調された。大阪に限らず、大都市が自治の単位に適した規模を超えていることが指摘されて久しい。都構想による区長公選制が自治の拡充につながると期待した市民も少なくなかったであろう。しかし、その期待はすっかりしぼんでしまったように見える。

◇◆◇

協定書に描き出された都構想は、コスト削減を優先した結果、最大で人口60万人超にもなる特別区が五つできるだけの案になった。ちなみに、鳥取県の人口は約58万人である。都構想の特別区は規模が依然大き過ぎて、住民による自治を充実させるための改革としては中途半端というほかない。

他方で、協定書の予定する各区議会の議員定数は、12～23人と町村並みである。これでは少なすぎて、議会が多様な民意を代表しつつ、行政をチェックする機能を果たすことができまい。議会をコスト要因と見るだけでなく、邪魔者扱いにすらしようとする、橋下市長の特異な民主主義観をはからずも表している。

そのうえ、特別区は「都」からの支給金に依存する仕組みであることから、特別区が「都」の意向に逆らって区民本位の行政を進めることは、もともと期待できないのである。

◇◆◇

さらに、国保や介護保険の事務が特別区から切り離され、一部事務組合に委ねられるというのも注目される。一部事務組合は、各区が構成員となる特別地方公共団体であるが、公選制の議会や執行機関の設置がなく、その運営に住民の意向は届きにくい。各区の実情に応じた運営、例えば保険料の減額措置を設けることも不可能になる。

都構想では、その一部事務組合に委ねられる事務が、ほかに水道事業、住民情報システム管理、入所型福祉施設や市民利用施設の管理など多岐にわたるが、それも異例であり、このような一部事務組合の規模が著しく大きくなる点も、自治の充実に逆行している。

（つづく）

大阪市を廃止した場合の権限・財源の行方

特別区に残る権限・財源

権限	小中学校、保育所、保健所、公園、市営住宅、生活保護など
財源	個人市民税　1339億円 市たばこ税　291億円 軽自動車税　12億円

一部事務組合へ → 国民健康保険、介護保険、水道、急病診療所、児童福祉施設など100超の事業

大阪府が吸い上げ → 固定資産税　2650億円
法人市民税　1182億円
都市計画税　541億円
事業所税　254億円